

第43号議案

品川区手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年6月29日

品川区長 森 澤 恭 子

品川区手数料条例の一部を改正する条例

品川区手数料条例（平成12年品川区条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表(5)の表21の項の次に次の1項を加える。

21の2 建築基準法第52条第6項第3号の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の認定の申請に対する審査	建築物の容積率の特例認定申請手数料	28,000円	認定申請のとき。
--	-------------------	---------	----------

別表(5)の表25の項の次に次の1項を加える。

25の2 建築基準法第55条第3項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	建築物の高さの特例許可申請手数料	160,000円	許可申請のとき。
--	------------------	----------	----------

別表(5)の表26の項事務の欄中「第55条第3項各号」を「第55条第4項各号」に改め、同表28の項の次に次の1項を加える。

28の2 建築基準法第58条第2項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申	高度地区における建築物の高さの特例許可申請手数料	160,000円	許可申請のとき。
---	--------------------------	----------	----------

請に対する審査			
---------	--	--	--

別表(5)の表40の項名称の欄および41の2の項名称の欄中「建築される」を「おいて建築等をする」に改め、同表42の項事務の欄中「一敷地内認定建築物以外の建築物の建築」を「建築物の新築または増築等」に改め、同項名称の欄中「一敷地内認定建築物以外の建築物の建築認定申請手数料」を「公告対象区域内の建築物の新築または増築等の認定申請手数料」に改め、同項金額の欄中「(一敷地内認定建築物を除く。以下この項において同じ。)」を削り、同表42の2の項事務の欄中「一敷地内認定建築物または一敷地内許可建築物以外の建築物の建築」を「建築物の新築または増築等」に改め、同項名称の欄中「一敷地内認定建築物または一敷地内許可建築物以外の建築物の建築に関する特例許可申請手数料」を「公告対象区域内の建築物の新築または増築等に関する特例許可申請手数料」に改め、同項金額の欄中「(一敷地内認定建築物または一敷地内許可建築物を除く。以下この項において同じ。)」を削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説明) 建築基準法が改正されたことに伴い、建築物の容積率に関する特例の認定の申請に係る手数料の新設等を行うほか、規定を整備する必要がある。